

佐賀県産木材地産地消の応援団 認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県産木材を積極的に利用・PRする企業・団体等を募集し、ふる郷の木づかいプロジェクトのホームページ等で広報宣伝することで、佐賀県産木材と企業・団体等の知名度の向上による相乗効果により、県産木材の需要拡大を図ることを目的とする。

(企業・団体等の認定)

第2条 知事は、県内に事業所がある企業・団体等及び県内で活動する企業・団体等から認定の依頼を受け、この要領の基準を満たすと認められたときは、佐賀県産木材地産地消の応援団(以下「応援団」という。)として認定する。

(認定基準)

第3条 「応援団」への認定を依頼する企業・団体等は、別表に定める基準を満たさなければならない。

2 前項の企業・団体等は自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の企業・団体等は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している企業・団体等であってはならない。

(認定・変更の方法)

第4条 「応援団」への認定を依頼する企業・団体等は、認定依頼書(様式第1号)に必要な書類を添付し、知事に提出するものとする。ただし、県産木材利用推進プロジェクトで登録された応援団については、認定依頼書の提出は不要とし、引き続き応援団として認定するものとする。

なお、既認定の企業・団体等で認定内容に変更等が生じたときは、認定変更依頼書(様式第2号)に必要な書類を添付し提出するものとする。

(認定証の交付、台帳への登録)

第5条 知事は、認定した企業・団体等に認定証(様式第3号)を交付し、応援団認定台帳(様式第4号)に登録するものとする。

(認定証の有効期限)

第6条 認定証の有効期限は、令和4年3月末までとする。

(活動報告)

第7条 「応援団」として認定された企業・団体等は、毎年4月末までに前年度の活動実績報告書(様式第5号)を提出するものとする。

(広報宣伝)

第8条 知事は、「応援団」として認定した企業・団体等のPRについて、ふる郷の木づかいプロジェクトのホームページ等で広報宣伝の支援を行う。

2 「応援団」として認定した企業・団体等は、佐賀県産木材地産地消の応援団のイメージキャラクター「モクリン」・ロゴ(様式第6号)を企業・団体等のPR活動において、有効に活用することができるものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、「応援団」が次の事由に該当することが判明した場合、認定を取り消すことができる。

- 1 営業を終了したとき
- 2 認定基準に該当しなくなったとき
- 3 活動報告書が提出されなかったとき

(その他)

第10条 この要領のほか、必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

[附則]

この要領は、平成29年5月22日から施行する。

この要領は、令和元年5月9日から施行する。

別表

<p>共通事項</p>	<p>「ふる郷の木づかいプロジェクト」の趣旨に賛同する企業・団体等 であること 県産木材を積極的に利用・PRする企業・団体等であること</p>
<p>丸太生産者</p>	<p>佐賀県木材業者に登録されている企業・団体であること 生産した丸太を主に県内で販売する企業・団体であること</p>
<p>製材工場</p>	<p>佐賀県製材業者に登録されている企業・団体等であること 製材・加工した製品を主に県内で販売する企業・団体等であること</p>
<p>木材店</p>	<p>佐賀県木材業者に登録されている企業・団体であること 主に県内の大工・工務店等に販売する企業・団体等であること</p>
<p>家具・建具店</p>	<p>主に県内で家具・建具を生産している企業・団体等であること</p>
<p>大工・工務店</p>	<p>主に県内で建築している企業・団体等であること</p>
<p>建築設計事務所</p>	<p>主に県内の公共建築物や住宅を設計している企業・団体等であること</p>
<p>NPO、その他 企業・団体等</p>	<p>主に県内で活動している企業・団体等であること</p>

(様式第1号)

令和 年 月 日

佐賀県知事

様

企業・団体名

代表者役職・氏名

印

佐賀県産木材地産地消の応援団認定依頼書

このことについて、佐賀県産木材地産地消の応援団認定要領第4条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

なお、認定されたときは、同要領第8条の規定によるPRについて、この認定依頼書の記載事項を公開することに同意します。

1 依頼者情報

認定の種類	新規
業種 (いずれかに)	丸太生産者 製材工場 木材店 家具・建具店 大工・工務店 建築設計事務所 NPO その他()
企業・団体等の名称	
住所	〒
電話・FAX番号	
E-mail	
URL	
担当者の氏名	

2 企業・団体等の概要

代表者の氏名	
木材業及び製材業認定番号、建築許可番号等	
主な活動場所	
主な活動内容	
昨年度の活動実績	
企業・団体等の佐賀県産木材の利用に関するPR (150文字以内)	

主な活動場所には、活動の拠点とする場所（例：唐津市周辺など）を記入する。
主な活動内容には、県産木材に関する内容（例：県産木材の製材など）を記入する。

3 その他

添付資料：企業・団体等の概要が分かる写真（2枚まで）

誓約書（別紙1）

佐賀県知事

様

企業・団体名
代表者役職・氏名

印

佐賀県産木材地産地消の応援団 認定変更依頼書

このことについて、佐賀県産木材地産地消の応援団認定要領第4条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

なお、認定が変更されたときは、同要領第8条の規定によるPRについて、この認定変更依頼書の記載事項を公開することに同意します。

1 依頼者情報

認定の種類	変更
業種 (いずれかに)	丸太生産者 製材工場 木材店 家具・建具店 大工・工務店 建築設計事務所 NPO その他()
変更前の企業・団体等の名称	
変更後の企業・団体等の名称	
変更前の代表者役職・氏名	
変更後の代表者役職・氏名	
変更前の住所	〒
変更後の住所	〒
変更前の電話・FAX番号	
変更後の電話・FAX番号	
変更前のE-mail	
変更後のE-mail	
変更前のURL	
変更後のURL	
担当者の氏名	

2 その他

添付資料：変更されたことが分かる資料

(様式第3号)

(表面)



佐賀県産木材地産地消の応援団
認 定 証

様

佐賀県知事

佐賀県産木材地産地消の応援団認定要領第2条に基づき、
下記のとおり認定します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 企業・団体等の名称及び所在地
名 称：
所在地：
- 3 認定年月日 令和 年 月 日
- 4 有効期限 令和 年 月 日

(裏面)



佐賀県知事

様

企業・団体名

代表者役職・氏名

印

佐賀県産木材地産地消の応援団 活動実績報告書

このことについて、佐賀県産木材地産地消の応援団認定要領第7条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

1 活動実績

活動年月日	活動内容

活動内容の欄には、できるだけ詳しい内容を記入する。

県産木材使用実績	数量	木材使用量		
		全体	県産木材	県産木材使用率
新築木造住宅	棟	m ³	m ³	%
リフォーム工事	件 (木質面積)	m ³ (m ²)	m ³ (m ²)	%
リノベーション工事	件 (木質面積)	m ³ (m ²)	m ³ (m ²)	%

新築木造住宅及びリフォーム工事の木材使用量については、構造材、内装材、外装材等とし、建具は含まない。

リノベーション工事の木材使用量については、天井、床、壁等の可視できる部材のみとする。(下地材等の可視できない部材は含まない。)

2 その他

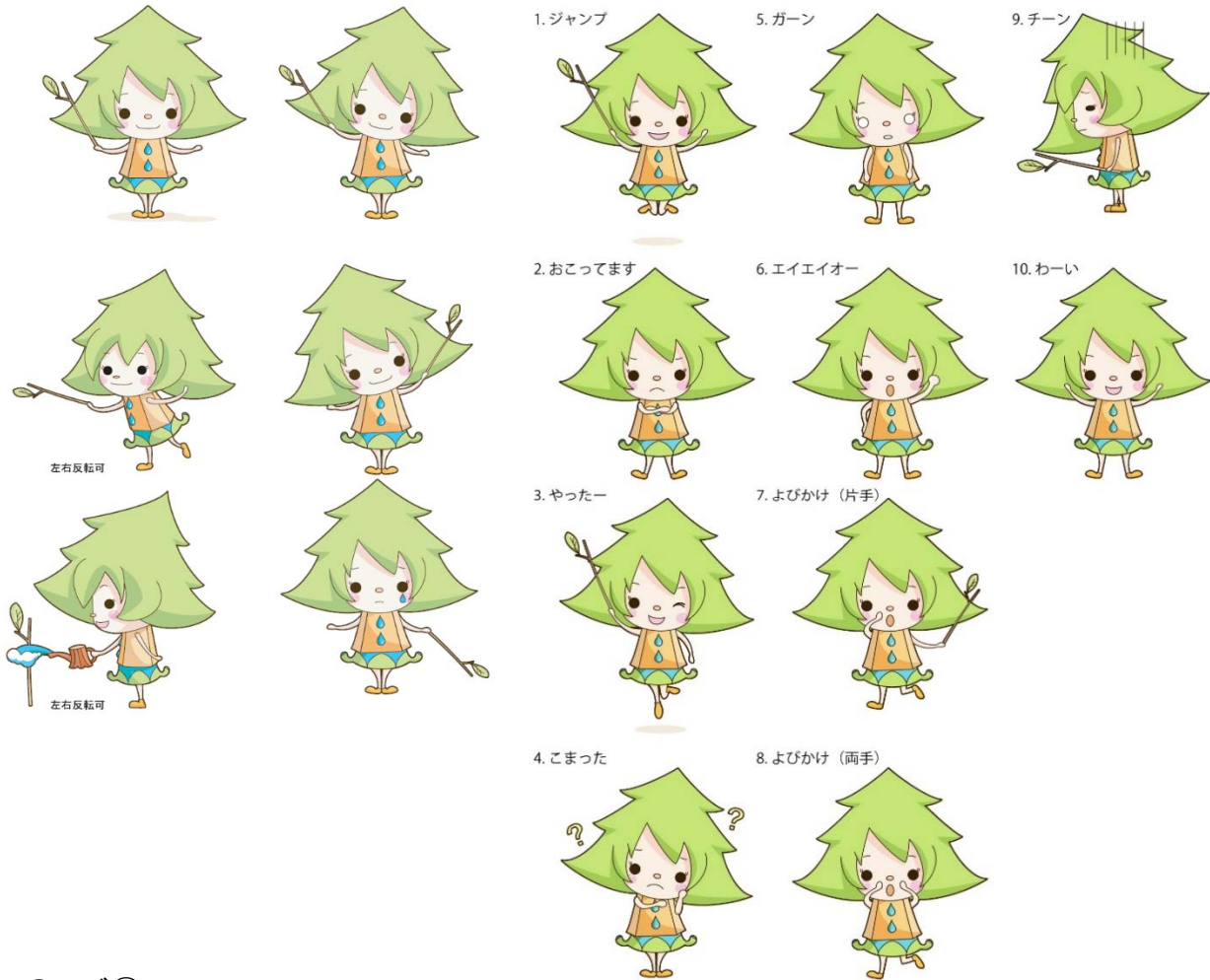
添付資料：企業・団体等の活動内容が分かる写真

(様式第6号)

佐賀県産木材地産地消の応援団のイメージキャラクター・ロゴ

○イメージキャラクター「モクリン」

「左右反転可」の表記があるもの以外は左右反転不可



○ロゴ①

佐賀県産木材地産地消の応援団
佐賀県産木材地産地消の応援団

佐賀県産木材地産地消の応援団
佐賀県産木材地産地消の応援団

○ロゴ②



YOKA-WOOD
佐賀県産木材 地産地消の応援団
SUPPORTERS



イメージキャラクター「モクリン」は、必ずロゴ と組み合わせて使用すること。
佐賀県産木材地産地消の応援団のロゴは、ロゴのみで使用してもよい。

(別紙1)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

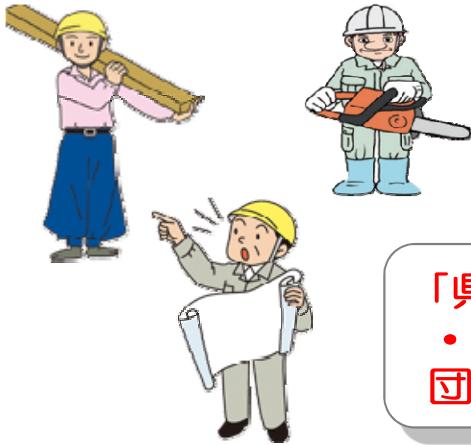
氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

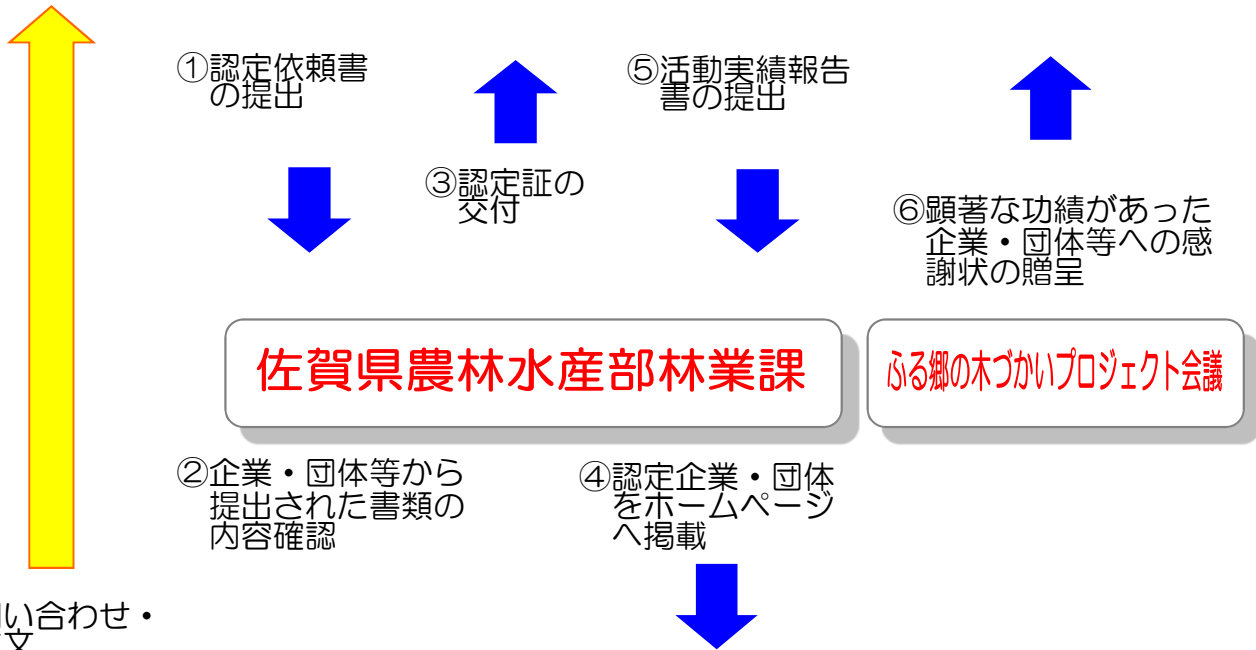
佐賀県産木材地産地消の応援団の認定

○取り組みのメリット
佐賀県産木材と企業・団体等の知名度の向上など、
相乗効果による佐賀県産木材の需要拡大



「県産木材」を生産
・利用する企業や
団体など

- 丸太生産者
- 製材工場
- 木材店
- 家具・建具店
- 大工・工務店
- 建築設計事務所
- NPO
- その他



県民の方々

ホームページの閲覧

